

宮城県公報

行 宮 城 県
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

議 会

- 宮城県議会会議規則の一部を改正する規則 一
- 宮城県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 二
- 宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 四

ページ

議 会

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

○宮城県議会規則第一号

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

宮城県議会会議規則（昭和五十年宮城県議会規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「午前十時まで」を「開議定刻前」に改め、「その旨を議長に通告し」を削る。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員五人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があるときと認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第三十一条第二項中「諮って」を「諮つて」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第百七条の次に次の一条を加える。

（資格決定の通知）

第百七条の二 法第百二十七条第三項の規定により準用される法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第百十條の次に次の一条を加える。

（携帯品）

第百十條の二 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病气その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第百三十條の次に次の二條を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第百三十條の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限り、この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十一条、第九十條第一項、第九十一条第一項及び第百二十六條第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該

ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による作成等）
 第三百三十条の三 この規則の規定（第二十八条第一項（第八十四条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令第二号

宮城県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

宮城県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、宮城県議会会議規則（昭和五十年宮城県議会規則。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程で使用用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 次に掲げるものをいう。
- イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
- ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第三百三十条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

- イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの
- ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- ニ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第三条 会議規則第三十条の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第四条 会議規則第三十条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第五条 会議規則第三十条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第六条 議会等は、会議規則第三十条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第七条 会議規則第三十条の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第八条 会議規則第三十条の二第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録さ

れた事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第九条 会議規則第三十条の二第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 会議規則第三十条の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 会議規則第三十条の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- 二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちその原本を確認し、又は交付する必要があるものと議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、会議規則第三十条の三第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第十三条 地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第百十八条第六項(同法第百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。)、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第十一条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第三十条の二及び第百三十条の三の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百三十

条の二及び第三百三十条の三の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令第3号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県議会議長 高橋伸二

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程(昭和五十一年宮城県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子申請システムを使用した電磁的記録である情報(以下「電子申請システム文書情報」という。)の送信の際に当該情報に行う電子署名に関すること。

第十三条の三及び第十三条の四を削る。

第十四条の見出しを「(文書関係帳票)」に改め、同条中「帳簿」を「帳票」に改め、同条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第四号及び第八号の帳票は、総合文書システムに文書に関する電子情報(以下「文書情報」という。)を登録することにより電磁的記録として備えるものとする。

第十四条第四号中「文書番号簿」を「収受発送簿」に改め、同条第九号を削る。

第十六条第一号中「(様式第七号)」を「(様式第九号)」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 電子申請システム文書は、次のように処理すること。

イ 担当者において受信し、電子計算機の出力装置の映像面に表示された電子申請システム文書情報の内容を確認し、当該文書情報が主務課と異なる課に到達している場合は、当該文書を電子申請システムにより主務課に回付すること。

ロ 電子申請システム文書情報に電子署名が行われ、当該電子署名が電子申請システムにより検証されている場合には、当該電子署名の検証について確認すること。

ハ 受信した電子申請システム文書情報は、担当者が別に定める形式を満たしているか形式確認

を行った後に受領すること。

七 電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報(電子申請システム文書情報を除く。)は、担当者において受領すること。

第十七条の見出し中「(起案決裁)」を「(起案決裁)」に改め、同条中「(処理は)」の下に「、別に定めがある場合又は特に支障のある場合を除き、総合文書システムにより行うものとし、総合文書システムにより行わないときは」を加え、「(様式第八号)」を「(様式第十号)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 書面で取得した文書を電磁的記録に変換し総合文書システムにより回議したときは、当該電磁的記録を正本とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により作成しなければならない。

3 一の文書を書面及び電磁的記録の双方で取得した場合において、電磁的記録を総合文書システムにより回議したときは、当該電磁的記録を正本とすることができる。

第十九条 決裁の終わった回議書(以下「原議」という。)のうち総合文書システムによる回議に係るものには、当該回議に係る事務を担当する者が決裁済年月日の登録を行うものとし、書面による回議に係るものには、主任が決裁済印(様式第十一号)を押すものとする。

第二十二條第一項中「(文書)」の下に「(電子申請システム文書を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(電子署名)
第二十二條の二 施行する電子申請システム文書については、当該文書の情報の送信の際、当該電子申請システム文書情報に電子署名を行うものとする。ただし、当該電子申請システム文書が前条第一項各号に掲げるものに該当する場合は、この限りでない。

第二十三條中「(総務課において施行文書の回付を受けたときは)」を「(施行する文書(総合文書システムにより施行する文書及び電子申請システム文書を除く。以下この項において同じ。))」に改め、同条第二号中「(文書番号簿)」を「(収受発送簿)」に改め、同条に次の三項を加える。

2 第二十二條第一項ただし書の規定により公印の押印を省略することができる文書の発送は、郵送、手渡し又は使送により行うほか、電送(ファクシミリ又は電子計算機による送信及び総合文書システムによる文書情報の送信をいい、電子申請システム文書情報の送信を除く。以下同じ。)により行うことができる。この場合において、電送は、前項及び第十三條第二号の規定にかかわらず、主務課において、当該電送をしようとする文書に係る事務を担当する者が行うものとする。

3 総合文書システムにより施行する文書及び電子申請システム文書の発送は、それぞれの文書情報

様式第八号の二を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。